

条例や計画 市民の皆さんの生の声を



本市では、市がどのような条例・計画を作ろうとしているのかを事前に知らせ、これに対する市民の皆さんからの生の声をお聴きします。そして、皆さんの意見を条例や計画へ反映し、より公正で民主的、かつ、一層開かれた市政を実現するための制度とし、12月1日から、「瀬戸内市パブリックコメント」を実施します。

★パブリックコメントは住民提案の制度化

「パブリックコメント」とは、市の基本的な政策などの策定にあたり、策定しようとする政策などの趣旨、目的、内容などの必要な事項を広く公表。それに対する市民の皆さんからの意見の提出を受け、その意見の概要や意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

★対象となる政策

パブリックコメントの実施の対象となる市の基本的な政策などは、次のとおりです。

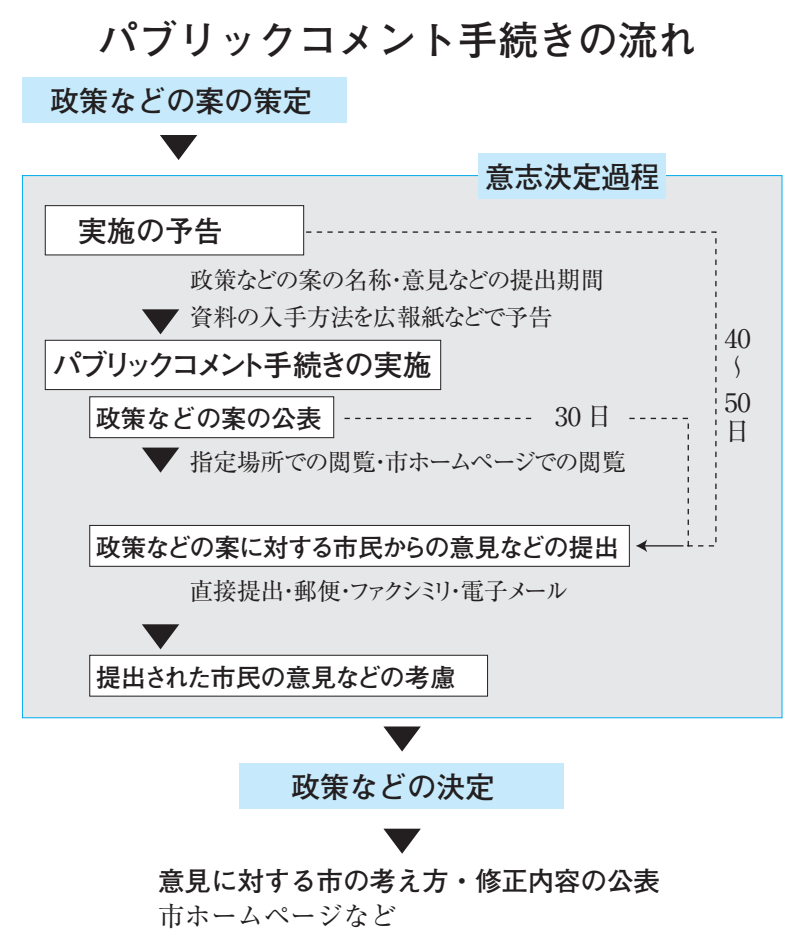
- ただし、緊急を要するものや軽微なものなどは、適用除外されません。
- 1、次の条例の制定、改廃に係る案の策定
 - ア、市の基本的な制度を定める条例
 - イ、市民の皆さんの生活、事業活動に直接重大な影響を与える条例
 - ウ、市民の皆さんなどに義務を課すか、権利を制限する条例（ただし、金銭徴収に関する条項を除く。）
 - 2、総合計画など市全体の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針、そのほか基本的な事項を定める計

画の策定や改定

3、そのほか、市長が特に必要と認める市の重要な政策などの策定

★手続きの流れ

パブリックコメントの手続きの流れはおおむね次のとおりです。



★予告

市は、まず政策などの案を公表する前に、次の事項を広報紙や市ホームページなどに掲載し、パブリックコメントの実施を予告します。

- ① 政策などの案の名称
- ② 政策などの案に対する意見などの提出期間
- ③ 政策などの案の入手方法

★公表

次に、政策などの策定の意思決定前に相当の期間を設け、政策な

どの案を公表します。政策などの案を公表するときは、併せて次の資料も公表します。

- ① 政策などの案を作成した趣旨や目的、背景
 - ② 政策などの案の概要
 - ③ 市民の皆さんなどが当該政策などの案を理解するために必要な関連資料
- 公表は、市が指定する場所での閲覧や配布、インターネットを利用した閲覧などの方法で行います。

★意見の提出

政策などの案の公表日からおおむね1カ月の期間を設け、政策などの案についての意見などの提出を受けます。

- 意見の提出は、次の方法でお願いします。
- ① 市が指定する場所へ書面で提出
 - ② 郵便
 - ③ ファクシミリ
 - ④ 電子メール
- 意見などを提出する人は、住所、

氏名などを明記してください。

★修正内容の公表

市は、提出された意見を考慮して、政策などの策定の意思決定を行います。

政策などの策定の意思決定を行ったときは、提出された意見に対する市の考え方、政策などの案を修正したときは、その修正内容を公表します。

問い合わせ先
市行政改革推進室
 ☎0869-22-3990

自分たちの地域は自分たちで守る



平成7年1月17日、午前5時46分に発生したマグニチュード7.3の直下型の阪神・淡路大震災。このときの死者は6,434人。その内9割が建物倒壊による圧死でした。

その後の調査で、倒壊家屋から救出された人の35%は自力による脱出、32%は家族による救出、28%は近所や居合わせた人によって助けられ、消防や警察、自衛隊などによって救出された人は、わずか2%であることが分かりました。

95%もの人が自分自身あるいは、近所の人の手によって助けられました。このことから分かるように大災害時には、自助（自分自身を守ること）・共助（近隣住民の助け合い）が大変重要です。こうした教訓から「地域防災力」の向上が注目されています。

大災害時には、市・警察・消防などの力には限界があり、電話の不通や道路の寸断なども考えられるため、地域の皆さんの力を借りる以外に、犠牲者を一人でも少なくする方法はないと考えられます。

このことを十分に理解し、「自分達の地域は、自分達で守る。自分達の地域からは一人の犠牲者も出さない」といった人命重視の観点に立って、できる限り自主防災組織を結成していただきたいと思えます。

本市では、自主防災組織の結成を促進しています。各自治会単位で自主防災組織を結成し、連絡体制の整備、避難に支援が必要な人の支援体制の整備、防災知識の普及などに努めてください。

■問い合わせ先
市地域安全推進室
 ☎0869-22-3904